"練馬区・豊島区・中野区・板橋区エリアの賃貸オー

2020年 4月号





^{機式}矢島不動産管理

本店 東京都練馬区旭丘1-75-12ヤジマビル1F TEL:03-3953-3446

江古田北口店 東京都練馬区旭丘2-45-5島田ビル1F TEL:03-3957-5515

🔛 :0120-07-2525

http://www.realestate.ne.jp

矢島不動産管理





今月の主な内容



- **P1** 今月の一言
 - 新人スタッフ紹介
- 民法改正のお知らせ **P2**
- P3-4 スタッフ通信
- 不動産ソリューションコーナー **P5**
- 賃貸管理コーナー **P6**
- P7-8 投資ページ
- P9 ㈱矢島不動産管理
- しろくまクリーンサービス P10
- **P11** 不動産・相続無料相談会



株式会社矢島不動産管理 今月の一言

前回のヤジマガジンでも少し触れましたが、残念ながらコロナウィ ルスによる経済危機が目に見えてきました。金融システムが悪いわ けではないのでコロナに対する特効薬ができたらすぐに経済は戻す だろうという人もいますが、僕はもう少し根深いように感じます。金 融システム崩壊=経済崩壊という過去から判断するのではなく、ゼ ロベースで判断していくことが大切でしょう。北海道では、観光、飲 食店の経営が本当に厳しいとのことです。銀行もそういった方々か らの緊急融資に対応していて、不動産融資どころではないとのこと でした。私の友人は、すすきのでラーメン店をやっていますが、一日 営業していて売れたのが1杯と嘆いていました。

私達のお客様である賃貸オーナーの方々は高齢の方も多くいらっ しゃいます。私達は年齢が若いから大丈夫ということではなく、全員 で衛生意識を高くして乗り越えたいと思います。

またこれも少し感じることですが、コロナウィルスや地球温暖化など、 これからは地球規模で困難に立ち向かう時代に入ってきたのかもし れません。いま流行っている自国主義のゆれもどしで、地球的視点 をもった指導者たちが増え意思決定と実行ができる世界になってほ しいとも願います。

※賃貸業界でも4/1からの民法改正で大きな変化があります。そちら も是非ご確認ください。



株式会社矢島不動産管理 代表取締役 矢島 健太郎



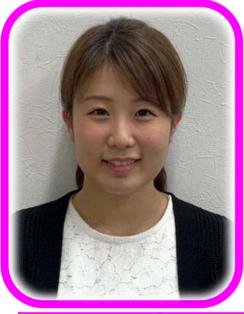
CPM(全米不動産経営管理士) CCIM(全米不動産投資顧問) 不動産コンサルティングマスター 宅地建物取引士 相続支援コンサルタント





スタッフ紹介

新しい仲間が加わりました♪



氏名	朴 愛里(ぼく えり)
出身地	高知県
部署	仲介
入社年月	2020年2月
休日の過ごし方	友人と会ったり、たまに神社仏閣巡り
最近嬉しかったこと	健康診断で、前回よりコレステロール値が 良くなっていて嬉しかったです!笑
好きな食べ物	海鮮料理(特にエビが好きです!)



入社して間もなく不慣れなこともあると思いますが、 上司の方々を目標に早く一人前になれるよう日々精進して参ります ので、何卒宜しくお願い致します!



«賃貸経営»法改正のお知らせ(4/1より)



賃貸借契約の基本となる法律である民法(債権関係) が2020年4月1日より一部改正されます。民法のうち債権関係の規定は、明治29年に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。今回の改正は社会・経済の変化への対応を図るとともに、実務で通用している基本的なルールを明文化する目的があります。

(法務省HP~民法の一部を改正する法律(債権法改正)について~より一部抜粋)

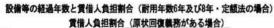
賃貸借契約に大きく関わる変更ポイントは4つ

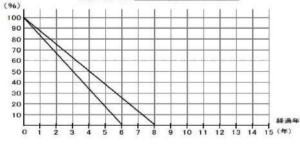
①連帯保証人の極度額の設定

連帯保証人を個人が引き受ける場合、保証の極度額を定めなくてはいけなくなりました。極度額とは契約した連帯保証について債務を負う上限額のことで、この定めがないと契約に合意しても無効となります。弊社では賃料の12~24ヶ月分を極度額として定めることに致しました。

②原状回復と敷金の明文化

原状回復に関しては借主が「入居後に生じた損傷について原状回復の義務を負うこと」、「通常 損耗や経年変化については原状回復義務を負わないこと」が明文化され、<u>退去時は"賃借人</u> 負担割合グラフ"を元に借主負担額を計算することとなりました。(左下図参照)





主にクロスやクッションフロアは貼り替えてから6年経つ と賃借人負担割合は0%となり、故意過失があった としても費用請求ができません。

例えばクロスを貼り替えて3年経った部屋に入居した場合は、賃借人負担割合が50%からスタートする為、注意が必要です。賃借人の故意過失で室内が汚れたとしても全ての費用を負担させることが難しくなりました。

③一部滅損による賃料減額

物件設備等の一部滅損によって借主の使用収益が妨げられ、滅損原因が借主の責任ではない場合、賃料を減額しなくてはいけなくなりました。<u>自然災害による滅損だけでなく、設備の故障も賃料減額の対象となるので注意が必要です。</u>(例:給湯器が故障してお湯が出なくなった、雨漏りで部屋が使えなくなった等)

滅損が生じてすぐに賃料減額をするわけではなく、免責日数を定めたうえで対応にあたります。同 封の全国賃貸住宅新聞の「貸室設備等の不具合による賃料減額ガイドライン」が免責日数を定 めるひとつの目安となりますが、弊社としては現在検討中です。

④賃借人による修繕権

<u>貸主が修繕の必要性をしっているにも関わらず、修繕をしない場合や緊急時の修繕等</u>は借主自ら部屋の修繕をすることができるようになりました。この場合、借主に修繕をしたことに対する責任を追及することができず、修繕に要した費用を請求されます。

今回の改正で借主の権利がより強くなりました。

修繕や賃料減額等、オーナー様にも関係があります為上記内容について ご理解頂きますようお願い致します。同封の全国賃貸住宅新聞も一読下さいませ。 ご不明点ございましたら、弊社担当へお問い合わせ下さい。

不動産ソリューションコーナー



株式会社矢島不動産管理 内藤心太 宅地建物取引士 不動産コンサルティングマスター 相続支援コンサルタント

資産の棚卸で資産形成をチェックする!

ご自身の資産は増えていますか?それとも横ばい、あるいは減っていますか? 資産の良し・悪しは、オーナー様ご家族の将来設計や、ご親族への承継がスムーズにできるか(継ぎたい物件か、そうでないか)等にも関わります。 今回は不動産を上手に活用することで魅力的な資産を作る方法をお伝えします。

資産ごとに、不動産の色分けをしてみましょう。バランスシートで見たときに、当然すべての資産が良い資産(増えている資産)ではないこともあります。それでも将来残していきたい資産、というものもあります。ですから、まずは資産の方向性を色分けしてみることが重要です。

ご自身の資産を、下記のようにAランク、Bランク、Cランクに色分けしてみましょう。

Aランク:残すべき不動産

不動産の価値に関わらず、残す必要がある資産

Bランク:活用すべき不動産

対策(投資)次第で収益増加が見込 める資産

Cランク:整理すべき不動産

収益率や利用価値が低く、有効な対策がとれない資産。

といった具合です。

次に、個々の資産についての対策を検討します。 特に、不動産資産については、大きく分けると 対策は右の6項目に分かれます。ご自身の資産 の色分けに合わせて資産の6つの方向性を決め、 具体的な対策を決めて実践していくことで、より 良い資産・次世代に承継できる資産づくりにつな がります。

是非、この機会に資産の将来対策を検討いた だけると幸いです。良き資産形成が出来ますよう 弊社でもサポートして参ります!



Point 何もしない

特に相続税が支払えるレベルで資産が増えていれば現状維持も選択としてある。

Point 既存資産の改善賃料アップ・コスト減・建替え 保有し続ける方針であればリフォーム、リノベーション、外壁塗装工事な どによる収入アップ、経費・借り入れの見直しによるキャッシュフロー改善。

買換え 売却→購入 現状で資産効率が良くない資産は買換えで資産改善を検討する。将 来性が低い立地→将来性が高い立地など。売却+購入。

Point 優良物件の買い増し 現金を多く保有している場合、相続税はかかりやすく資産が減るリスクが高い。また、預貯金ではほぼ資産が増えない。優良不動産の購入で資産の増加物所得税的税、担禁税の圧縮効果を得られる

産の増加や所得税節税、相続税の圧縮効果を得られる。 未活用地の活用

未活用資産があり収益性が低い場合、資産を増やしながら相続対策で 資産を減らさない対策も有効。アパート建築等、新たな活用。

売却 (賃貸経営終了…?) 相続税が払えない、そもそも活用可能性が低く今後所有するメリットも 低い、賃貸経営をやめたい場合、など売却による現金化も検討する

06

賃貸管理コーナー



株式会社矢島不動産管理 山本 卓嗣 賃貸不動産経営管理士

「家賃保証会社を活用する!トラブル対策編」

入居者の高齢化や外国人世帯の増加、単身世帯の晩婚化、法人の契約 形態の多様化など、入居者の属性はここ数年目まぐるしく変わっています。そんな 中で賃貸経営のトラブルの一つで多いのが家賃の滞納問題。弊社に管理委託 いただいているオーナー様は対応していますので問題ありませんが、ご自身で管理 されているケースでは大きなトラブルにも繋がっている場合もありますのでご注意く ださい。今回は家賃保証会社についてお伝えします。

滞納トラブルを回避する、家賃保証会社活用法

所有する物件が満室でも、家賃滞納者がいるとその部屋が空室であるのと同じ状況です。ただうつかり忘れているなどのケースは改善の余地がありますが、入居者自身がトラブルを抱えていたり、悪質なケースの場合、オーナー様の精神的なストレスや揉め事に繋がるケースもあります。経営のストレスに繋がる悪質滞納に対して、一般的な解決方法を踏まえて、対策を考えてみましょう。



【一般的な悪質滞納対策の流れ】

- ①内容証明郵便を送って「賃貸借契約を解除する」
 - ・賃貸契約の解除をするためには、一定の期限を 決めて督促を行い、支払いが実行されなければ 賃貸契約を解除するという通知をしなければな らないというのが、法律で定められています。
- ②裁判等に必要な書類を揃える
 - ・賃貸借契約書、固定資産評価証明書、弁護 士への委任状、発送した内容証明郵便の控え、 内容証明郵便の配達記録証明書、等
- ③退去期日を決め、退去を促す(文書送付)
 - ・退去を優先し退去後分割回収するなどの工夫をすることで被害を最小限に抑える対策をする
- ④上記がスムーズに進まない場合、裁判で強制執行
 - ・退去期限日までに退去にならない場合、裁判など の具体的な解決策をとることが有効です。

しかしながら、実際にこれらの対策をオーナー様自身で実施しようとすると、それ自体が大きなストレスになります。重要なのは、こういったトラブルがそもそも起きないように、対策を打つことです。そのために一番有効なのは、家賃保証会社を活用し、そもそも滞納が起こらない対策を打つことです。家賃保証会社とは、「連帯保証人」の代わりとなる保証会社を活用し、保証会社が直接入居者と賃貸保証契約をすることで、「保証会社が入居者の滞納時の立て替えをしてくれる」サービスです。こういったサービスは管理会社単位で導入している内容が違うので、ご興味があればぜひお問い合わせください。今後、4月以降の民法改正などの影響もあり、オーナーの滞納トラブル対策がさらに重要になっていきます。ぜひ、今一度ご自身の滞納トラブル対策を見直してみてはいかがでしょうか?

空室募集・空室対策・収益向上に関するご相談・お問い合わせは IL 0120-07-2525 担当:山本

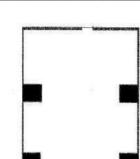
特選投資物件のご紹介

売マンション 寿ビル

8.19% 表面利回り 244.2万円 年間収入 東京都中央区築地2-10-5 件所 土地権利 所有権 RC造 地上9階建 3階部分 構造 専有面積 45. 51 m 築年数 1984年4月 総戸数 17戸 亨栄興業株式会社 管理会社 管理形態 全部委託 管理人 巡回 賃貸中 相談 現況 引渡し 管理費 19,879円 修繕積立金 9.789円 月額 203,500円 家賃 外壁 タイル貼り オートロック あり 先層機置き網 確認中 ・パルコニー面積:確認中 ※司法書士は当社指定となります ※図面と現況が異なる場合、 備考 現況を優先となります

交通 東京メトロ日比谷線





現実が図面と異なる場合は視点を優先とします



2,980万円 (税込)



【築地駅 徒歩1分】 事務所で使用中

◆有楽町線 新富町駅 徒歩2分 ◆エレベーター◆高利回り

B103 想定表面利回り

万円(清費税込)

1.09%

東京メトロ千代田線・京成本線 『町屋』駅 徒歩5分

想定月額貨料。

220,000円機以 **想定年間収入** 2,640,000円機辺

荒川区町屋3-2-1

物件概要

ショッピングモール内 地下1階店舗事務所・オーナーチェンジ



65.54m

* 国面と現況が相違する場合は現況を優先致します。

- € 尾竹橋通り沿いに立地
- 重飲食可能
- € 内装スケルトン
- € シャッター付
 - 現況賃貸中

賃貸条件

現 況:賃貸中(普通賃貸借3年) 業 種:レンタルオフィス 期 間:2019年11月15日 ~2022年11月14日

賃 料:月額 220,000円 保証金:600,000円

を利回りは1年間の資料収入を購入機格で配して求めたものです。 せ及が20首約収入の特定にわたり、作実に行られる保証はござい ませた。 お利用のは、公司公理、共の役等。 特別物件を解析するたけを想 を物目を整幹する前の収入で計算しています。

ライオンズプラザ町屋 ショッピングモール

- 1 階
- 如 幼児教室、診療所、洋品店、雑貨屋、 美客室、接骨院、生花店 他
- F1個 もんじゃ焼き、焼肉、定食屋、 ペンガル料理店、居酒屋、 レンタルオフィス、 トランクルーム、パレエ教室 他



その他の売却物件に関するご相談・お問い合わせは 0120-07-2525

特選投資物件のご紹介!



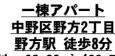


-棟アパート 葛飾区新小岩1丁目 新小岩駅 徒歩7分

土地: 173.07㎡ (52.35坪) 建物:190.94m² (57.75坪)

4.300万円

1987年11月(築32年) 木造2階建 想定利回り10.96%



土地:98.20㎡(29.7坪) 建物:100.3㎡(30.34坪) 1987年4月(築32年) 木造2階建

> 5,780万円 想定利回り8.22%



一棟アパート 大田区南馬込5丁目 西馬込駅 徒歩2分

土地:154<u>. 45㎡(46. 72坪)</u> 建物:153.12㎡(46.31坪) 1993年8月(築27年)

木造2階建

6, 500万円 想定利回り7.1%



一棟アパート 練馬区富士見台3丁目 富士見台駅 徒歩9分

土地: 137.82m (41.69坪) 建物:119.56㎡ (36.16坪) 1989年7月(築31年) 木造2階建

> 6,580万円 想定利回り8.39%



<u>ー棟</u>ビル 練馬区下石神井6丁目

石神井公園駅 徒歩11分 <u>土地:100.15㎡(30.29坪)</u> 建物:204.08㎡(61.84坪) 1991年6月(築34年) 鉄骨造3階建

> 7.860万円 想定利回り10.04



一棟ビル 杉並区西荻北3丁目

西荻窪駅 徒歩4分 土地:62. 44㎡(18. 88坪) 建物:112.42㎡ (34.00坪)

1999年6月(築20年) 鉄骨造3階建

7, 990万円 想定利回り5.87%



一棟ビル 国分寺市日吉町2丁目 国立駅 徒歩10分

土地: 132.44㎡ (40.06坪) 建物: 225.69㎡ (68.27坪)

<u>1986年3月(築43年)</u> 鉄骨造3階建

8,000万円

想定利回り7.38%



<u>売ビル</u> 中野区江古田1丁目

落合南長崎駅 徒歩10分 土地: 76. 79㎡ (23. 22坪) 建物:261.69㎡ (79.16坪)

1990年8月(築29年) RC造5階建

10.800万円

想定利回り6.6%

その他の売却物件に関するご相談・お問い合わせは 0120-07-2525



賃貸

売買

管理

リフォーム

相続コンサル

新築プロデュース

株式会社 矢島不動産管理

滞納で困っている 空室が続き困っている 相続税がいくらか心配 → 賃貸アパート・マンションの オーナー様へ

^{か心配} 不動産のことなら なんでもご相談ください!

賃貸管理 の相談 物件の売買 の相談 相続 コンサル の相談



矢島不動産管理はお客様の資産運用のために 専門スタッフを集結してトータルサポートいたします!

不動産のことなら 相談 矢島不動産管理まで お気軽にご相談ください。

ਲ 0120-07-2525

相談無料

オーナー様 募集中 至池袋 本店 京山 本店 東口 正本店 東口 正古田駅 本原 エ古田駅 北回 みずほ銀行 北口店 田大芸術学部

本店:東京都練馬区旭丘1-75-12 ヤジマビル1F

江古田北口店:東京都練馬区旭丘2-45-5 島田ビル1F営業時間:10:00~19:00(水曜定休)

その他の賃貸・空室募集に関するご相談・お問い合わせは IL 0120-07-2525



物件の規模により価格は変動します。簡易清掃他 各種プランご予算に合わせてご提案致します。

プラン例①(2階建 アパート)

定期清掃 月2回:10,000円(5,000円×2) 大規模清掃 年2回:50,000円(25,000円×2) 年間総額:150,000円(月平均12,500円)

プラン例②(3階建 マンション)

定期清掃 月2回:15,000円(7,500円×2) 大規模清掃 年2回:60,000円(30,000円×2) 年間総額:210,000円(月平均17,500円)

見積りに伺いますのでお気軽にお問合せ下さい!

【施工写真①】





【施工写真②】





しろくまクリーンサービス(株) 〒176-0011 東京都練馬区豊玉上1-3-5 TEL 03-3992-4690

作業中は電話に出られない場合があります。留守番電話にメッセージを残して頂ければ折返し致します。





機式 矢島不動産管理 M網

「不動産」・「相続」無料相談会

専門家 対応 相談無料

秘密厳守

税理士、司法書士、不動産・相続コンサルタントが "同時"に"その場"で皆様のお悩みを解決します!

"各種メディア出演多数"相続問題のプロフェッショナル 「ランドマーク税理士法人」の税理士も相談員として参加します!!



相

Q: 既に納税した相続税を還付できるって本当?

A: 5年以内のものであれば見直し後に還付できることがあります。

Q : 相続税はいくらくらいかかるのか?

A: 税理士がその場で概算を計算できます。

Q: 所有不動産を売却した方がいい? 残しておいた方がいい?

A: 税金面でのアドバイスはもちろん、「争族」にならない方法などをお伝えします。

日時

毎月1回開催 完全予約制

会場

【運営事務局】株式会社矢島不動産管理 練馬区旭丘1-75-12ヤジマビル1階

「不動産」・「相続」に関する事でしたら どのようなご相談でもお気軽にお問い合わせください!



【個人情報について】おあずかりした個人情報につきましては、弊社にて厳重に取り扱います。お問い合わせの回答、また弊社からご連絡させていただく場合以外の目的で利用いたしません。

お問い合わせは運営事務局の(株)矢島不動産管理まで

23 0120-07-2525

